

## 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

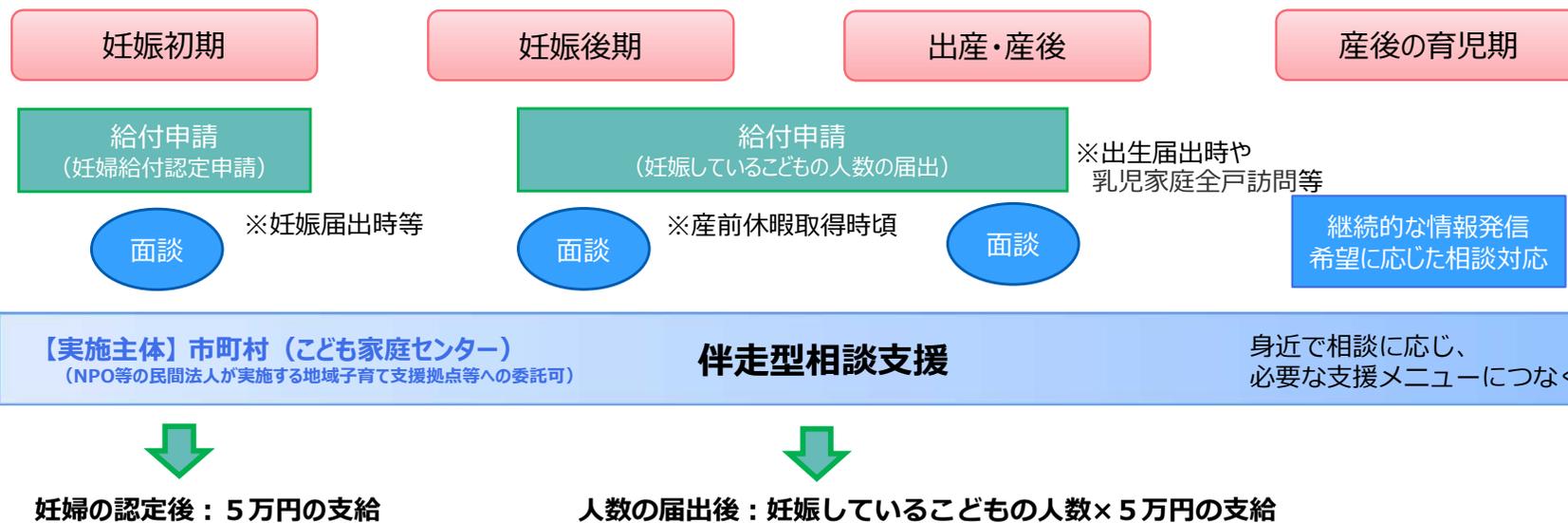
妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う**ことを子ども・子育て支援法に規定。

### 妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に**妊娠しているこどもの人数×5万円**を支給する。

### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。



※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。  
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

## 新旧比較と留意点（主なもの）

制度区分	項目	制度化後	現行制度	留意点
妊婦のための 支援給付	名称	妊婦のための支援給付	出産・子育て応援給付金	
	根拠	子ども・子育て支援法第10条の2	予算事業（実施要綱）	
	給付額の算定 基礎	妊娠している者及び妊娠しているこどもの数 （流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数	新たに流産等が給付対象になるため、妊娠していたこどもの数の事実確認が必要
	給付対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者	
	認定・給付要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない）</li> <li>・給付に面談条件はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に住所を有する者（国籍は問わない）</li> <li>・支給には面談が必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住実態ではなく住民票所在市町村が認定</li> <li>・法定給付は効果的に面談と組み合わせることを法に規定</li> </ul>
国から市町村への支出根拠	妊婦のための支援給付交付金交付要綱（仮）及び同給付費補助金交付要綱（仮）	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度化後は国から給付費の全額を交付</li> <li>・事務費は、給付費とは別に補助金を交付</li> </ul>	
妊婦等包括 相談支援事業	名称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業	
	根拠	児童福祉法第6条の3第22項	予算事業（実施要綱）	
	面談対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者	
	面談回数	法律上に回数の定めなし（省令に面談時期を規定）	3回（2回目アンケート可）	今後示すガイドラインを参考に、最低限、現行の伴走型相談支援と同水準の対応が必要。
	国から市町村への支出根拠	子ども・子育て支援交付金交付要綱及び利用者支援事業実施要綱	出産・子育て応援交付金交付要綱及び伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	事業費は、利用者支援事業として補助

## 妊婦支援給付認定者の認定及び胎児の数の届出について (法第10条の9第1項・第10条の13第1項関係)

### 【本給付における妊娠の定義】

医師が「胎児心拍」を確認したことをもって妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」と定義する。

※医師による胎児心拍の確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできない。

### 【妊娠の事実確認方法】

妊娠の届出または本人の真正なる申請をもって事実確認とする。なお、本人からの申請に疑義がある場合、市町村は、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができる。

### 【胎児の数の届出】

出産予定日の8週間前の日（流産等のときはその日）以降に、届出することとし、

- ・出生届や住民基本台帳で胎児の数の確認を行う。
- ・流産の場合、母子健康手帳の提示により胎児の数の確認を行う。
- ・死産の場合、母子健康手帳や死産届で胎児の数の確認を行う。

※母子健康手帳が交付される前に流産や人工妊娠中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊婦支援給付認定及び給付金の給付は可能。